

## 虐待防止のための指針

社会福祉法人うめの木学園は、利用者及び利用児童（以下「利用者等」という。）に対して福祉サービスを提供するに当たり、各人の人としての尊厳を守り、それぞれが豊かな人生を自己実現できるよう支援するため、その一環として虐待防止に関する基本方針（指針）を以下のとおり定めることとする。

### 1、基本的な考え方

虐待は人権侵害かつ犯罪行為であることを認識し、障害者虐待防止法の理念に則り、利用者等の尊厳保持・人格尊重を旨とし、虐待防止及びその早期発見に努め、虐待に該当するいかなる行為も行わない。

### 2、虐待防止委員会（兼身体拘束適正化委員会）の設置

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会（兼身体拘束適正化委員会）」を設置、年1回以上の会議を開催し、以下のことを協議する。

- ①虐待防止のための取り組み方針について
- ②虐待防止のための職員研修について
- ③万一虐待が発生した場合の原因究明と再発防止対策について
- ④身体拘束に関する検討

### 3、虐待防止のための職員研修の実施

虐待防止のための職員研修を年1回以上、及び職員採用時に実施する。

### 4、虐待防止のための啓発

「虐待防止マニュアル」「ご利用者支援の基本方針」「職員行動規範」「身体拘束適正化のための指針」等の内容を職員間で共有する。

### 5、虐待発生時の対応

「虐待防止マニュアル」に定められた手順に従い対応する。

## 付則

- 1、本指針は、令和6年1月1日から適用する。